

多くの団体より請願書が



TPP・所得税法56条・治安維持法国家賠償・ヘイトスピーチ問題

請願は憲法第16条で定められた基本的権利

米原市民報

No503 2015年12月13日

日本共産党米原市議団

清水隆徳 Tel52-1969

藤田正雄 Tel55-1128

太田幸代 Tel54-2286

<http://www.jcp-maibarashigidan.com>

請願事項の概要

2015年12月議会に多くの団体から請願が出されています。請願は憲法16条で定められた基本的権利として保障されています。議会に請願書を提出する場合は、紹介議員が1名以上あればよいことになっています。また米原市議会においては、付託された委員会において請願団体は意見を述べる事ができるとされています。皆さん是非活用ください。紹介議員が無い場合は陳情として扱われます。

◎請願第1号

TPP交渉「大筋合意」に関する請願

請願者 滋賀県農民組合連合会

代表 北村富生氏

紹介議員 清水隆徳議員

請願事項

○TPP交渉内容の詳細開示と国会決議の順守、農林業等への影響調査と公表の意見書を政府関係機関に提出すること



◎請願第2号

国に対し「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願

請願者 長浜民主商工会婦人部

部長 鬼頭光子氏

紹介議員 藤田正雄議員

請願事項

○所得税法第56条廃止を求める意見書を政府に提出すること
※所得税法は56条は中小業者の家族が従事した時の「働き分」について「対価の支払いは必要経費に参入しない」として低額の

◎請願第3号

金額のみが認められており、劣悪な労働環境・後継者不足の原因となっている。

「治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)」の制定を求める請願

請願者 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟滋賀県本部

会長 川端俊英氏

紹介議員 藤田正雄議員

請願事項

○戦前の治安維持法について①国が悪法であったことを認めること。②治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと。③犠牲者の実態を公表すること等を内容とする「治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)」の制定の意見書を提出すること。

※治安維持法は大正14年に制定され、「国体を変革」し「私有財産制度を否認」するすべての結社や個人に対して死刑を含む重罰に処することによって国民を戦争へと借り出していきました。犠牲者の中には政治家だけでなく多くの文化人や宗教者も犠牲になっています。

◎請願第4号

差別を扇動するヘイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意見書の提出を求める請願

請願者 部落解放・人権政策確立要求滋賀県実行委員会

会長 浅野 誉山氏

紹介議員 鏑田明議員・吉田周一

郎議員・松宮信幸議員

雑感

先週号でもお知らせしたように、12月定例会の一般質問は7人でした。1日7人が一般質問の人数となっていますので7日1日で終わってしまいました。太田議員は産休でしたので、質問はありませんでしたが、予算編成時期の定例会でこれで本当にいいのだろうか。市民の目にはどう映るのだろうか。



